

物 件 調 書（物件番号 3）

| | | | | | |
|---|--|--------------------------------|--------|-------------------------------------|-------------------------|
| 物 件 | 所 在 地 (住居表示) | 奈良市宝来四丁目 1 4 5 7 番 3 (なし) | | | |
| 1. 土地の概要 | | | | | |
| 面 積 | 実測 78.72㎡ | 地 目 | 山林 | 路線価 | 25,600円/㎡ 令和2年7月1日時点 |
| 接面道路 の 状 況 | 東側 市道 現況幅員約 7 m ~ 1 0 m 舗装あり 南側 市道 現況幅員約 7 m 舗装あり | | | | |
| 法令等に よる制限 | 指定建ぺい率 | | 6 0 % | 用途地域 | 市街化調整区域 |
| | 指定建ぺい率 | | 6 0 % | 指定容積率 | 2 0 0 % |
| 私道等の負担に関する事項 | | 負担の有無 | 無 | | |
| 供給 処理 施設 の 状 況 | 区 分 | 利用可能な 施設 | 配管等の状況 | 事 業 所 名 電 話 番 号 | |
| | 電気 | 関西電力 送配電(株) | 引込可 | 関西電力送配電(株) 奈良配電営業所 0800-777-8810 | |
| | ガス | — | 配管なし | — — | |
| | 上水道 | 公営水道 | 引込可 | 奈良市企業局 0742-34-5200 (代) | |
| | 下水道 | 公共下水 | 配管あり | 奈良市企業局 0742-34-5200 (代) | |
| 交 通 機 関 | 鉄道 | 近鉄尼ヶ辻駅 物件より東 約 1. 6 k m (直線距離) | | | |
| 備 考 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成工事規制区域 ・ 宝来環境保全地区 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地：宝来横穴 ・ 現状有姿による売却であり、売買物件が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、県は落札者に対して責任を一切負いません。 ・ 別紙注意事項もご参照ください。 | | | | | |
| 沿 革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 6 3 年 1 月 ・ 平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで ・ 平成 3 1 年 4 月 1 日 ・ 令和 4 年 4 月 <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> 奈良県道路公社が売買により土地取得 旧国道 3 0 8 号として奈良県道路公社が管理 奈良県道路公社の解散により、奈良県に帰属 境界確定・分筆等登記測量業務完了 </div> | | | | | |

※当該物件調書は、入札希望者が物件の概要を把握するための資料に過ぎません。記載内容の正確性、その他記載にない事項については、必ず入札希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。

別紙注意事項（物件番号3）

物件番号3（奈良市宝来四丁目1457番3）に関する注意事項

1. 地下埋設物調査、土壌汚染状況調査

地下埋設物調査、土壌汚染状況調査は実施していません。

地下埋設物や土壌汚染の有無を厳密に判定するためには、落札者において調査を実施する必要があります。当該調査の結果、地下埋設物や土壌汚染が発見されたとしても、県は一切責任を負わず、調査等に要した費用を含め、落札者は県に対して何らの請求もできません。

2. 周知の埋蔵文化財

当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれているため、土木工事等にあたっては、文化財保護法に基づく手続きが必要であり、実際に埋蔵文化財の有無及び状態等を判定するためには、落札者の費用負担で発掘調査等を実施する必要があります。県はその措置に要する費用について負担しません。

当該調査の結果、埋蔵文化財が発見されたとしても、県は一切責任を負わず、調査等に要した費用を含め、落札者は県に対して何らの請求もできません。

3. 除草等の費用負担、隣接者との調整

現状での引き渡しのため、除草、及びそれにかかる費用負担について、県は対応しません。また、当該地を利用するにあたっての隣接地所有者、地域住民等との調整等については、全て落札者において行うものとし、これらについて県は対応しません。

4. その他

上記1～3で限定列挙した事項も含め、売買物件が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、県は落札者に対して一切責任を負いません。

また、落札者は県に対して何らの請求もできないほか、契約の解除をすることもできません。

※当該物件調書は、入札希望者が物件の概要を把握するための資料に過ぎません。

記載内容の正確性、その他記載にない事項については、必ず入札希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。